

令和5年度 箕輪町地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業等 公共施設整備工事
募集要項等に関する質問に対する回答

	資料名	該当箇所						項目名	質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
1	募集要項	2	I	7				参考価格	提案する事業費は参考価格以下である等の制限は御座いますでしょうか。	「優先交渉権者決定基準」2頁の評価手順に示す通り、参考価格を超えた場合に失格になることはありません。 同3頁、「2. 提案評価」「(1) 定量的評価(価格要素評価)」に示す通り、ご提案いただいた価格を用いて価格点を算出します。
2	募集要項	4	II	4	(9)			応募者の参加要件	監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(参加表明日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。)にある者に限る。)を専任で配置することができる。と記載が御座いますが、主たる工事は電気工事と考えており、付帯工事(土木・建築・空調)について監理技術者の専任配置要件から外れると考えて宜しいでしょうか。	既に「参加資格確認結果」を通知させていただいております。施工段階においては、「管理技術者制度運用マニュアル(国土交通省)」に準拠することを想定しております。
3	要求水準書	4	I	6				工期	工程に応募者の提案による。(原則として令和7年3月31日を超えないものとする。ただし、所定の手続きを行い町が認めた場合には、令和7年5月31日まで工期を延長することができる。)と記載が御座いますが、資機材納期が長納期化している中で、上記期間内での実施が難しいと判断した場合に、期限外での工程を作成した提案は可能でしょうか。	「要求水準書」2頁、「ウ事業の前提条件」に記載している通り、交付金事業対象設備(太陽光発電設備、自営線・EMS、空調設備)は令和6年度中に稼働しなければならないため、左記のような記載としております。 よって、事業者の自助努力では対応困難と考えられる以下のような事象の場合には、仕様の変更・契約直後の先行発注など発注者側でも検討する必要があると考えておりますが、期間外を前提とした提案は原則不可とします。 ・設計、施工期間の工夫したとしても解決できない場合 ・仕様を満たす製品を扱うメーカーを幅広く検討したとしても解決できない場合
4	—							指定業者	メーカー、代理店、施工業者等に指定は御座いますでしょうか。	指定はありません。 ただし、「優先交渉権者選定基準」「別添1:提案評価における評価基準」「6地域貢献」に記載している通り、町内企業の参画は非価格評価点としておりますので、ご注意ください。
5	—							カーポート建設工事	高さ等の指定は御座いますでしょうか。	梁下2.5m以上としてください。